

# 第3次米子市行財政改革大綱

平成27年度から平成31年度まで

米子市

平成27年6月

# もくじ

I	はじめに	1
II	改革の趣旨と背景	2
1	第2次行財政改革の総括に係る課題	2
2	第3次行財政改革大綱の背景	3
(1)	人口減少時代の到来	3
(2)	厳しい財政環境	3
3	第3次行財政改革大綱の目的等	4
(1)	改革の目的	4
(2)	改革の柱	4
(3)	改革の目標	4
III	改革の柱と推進項目	5
1	効率的・効果的な行政運営の推進	5
(1)	時代に即した効率的・効果的な組織体制の確立	5
(2)	民間活力の活用	6
(3)	事務改善の推進	7
2	持続可能な財政基盤の確立	9
(1)	中期的な視点に立った財政運営	9
(2)	次世代を見据えた行政サービスの再構築	11
(3)	歳入確保対策の推進	12
3	次代を担う人材の育成と職員の資質向上	14
(1)	職員の資質向上のための研修の充実	14
(2)	やる気を高め、能力を最大限に引き出す人事管理	15
(3)	人を育て、活力を生み出す職場づくり	15
IV	実施期間等	17
1	実施期間	17
2	実施計画の策定	17
3	推進方法と進行管理	17

## I はじめに

本市では、行財政改革を市政の重要課題の一つと位置付け、合併により新市が誕生した平成17年度からこれまで、第1次及び第2次行財政改革大綱実施計画を策定し、改革に取り組んでまいりました。

この間、本市の財政環境は、国の三位一体の改革<sup>①</sup>の影響による交付税等の減少、リーマンショック等による景気の低迷、高齢化の進展に伴う社会保障費の増大等により、大変厳しい状況にありましたが、「事務事業の民間委託」、「定員管理及び組織機構改革」、「人件費の適正化」、「補助金等の見直し」、「受益者負担の見直し」等の取組は、枯渇状態にあった基金<sup>②</sup>残高が増加し、地方債<sup>③</sup>残高も減少する等、本市の財政の健全化に一定の役割を果たしてきたものと考えています。

今後、我が国は、これまでに経験したことのない人口減少時代を迎え、社会環境が大きく変化し、行政サービスについても様々な見直しが必要となります。一方で、本市の財政環境は、国の厳しい財政状況を反映し、依然として、厳しい状況が続くものと予測されます。

このような状況の中、持続可能な行財政運営を図るためには、将来を見据えた経営基盤の強化が課題であり、そのためには、引き続き行財政改革の推進を図ることが必要と考えます。

第3次行財政改革大綱は、これまでの改革を踏襲しつつ、昨今の社会経済情勢を踏まえた上で、「次世代につなぐ行財政基盤の確立」を図ることを目的に策定しました。

今後は、この大綱に基づき、更なる行財政改革の推進を図ってまいります。

---

①国と地方公共団体の行財政システムに関する3つの改革、「国庫補助負担金の廃止・縮減」、「税源移譲」及び「地方交付税の見直し」のこと。

②地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産。財政調整基金（年度間の財源を調整するために設けられる基金）、減債基金（将来の公債費の償還のために設けられる基金）などがある。

③学校や庁舎などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なものの財源に充てるため、地方自治体が調達する長期的な借入金。地方債のうち市が調達する資金を「市債」、市債を起こすことを「起債」という。

## II 改革の趣旨と背景

### 1 第2次行財政改革の総括に係る課題

第2次行財政改革の総括において、行財政改革の課題として取りまとめた項目は、次のとおりです。第3次行財政改革大綱は、これらの課題等を踏まえて、改革の推進を図ります。

#### 1 安定した持続可能な行財政基盤の確立

財政収支状況について、一定の改善が図られたものの、安定した行財政基盤を確立するまでには至っていないこと。

#### 2 財政健全化法に基づく指標の改善

財政健全化法に基づく4指標<sup>①</sup>については、一定の改善が図られたものの、引き続き、実質公債費比率及び公債費負担比率の引下げについて改善努力が必要であること。

#### 3 事務改善の推進

定員の適正化を進める観点から、更なる事務改善を進める必要があること。

#### 4 収納コストの見直し

税料の滞納対策については、一定の効果が認められるものの、今後は、収納コストの適正化の取組を進める必要があること。

#### 5 職員の意識改革や組織の活性化に向けた取組

人事評価システムの実施等、今後も職員の意識改革や組織活性化に向けた取組の更なる推進が必要であること。

<sup>①</sup>地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標。法律においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めている。

## 2 第3次行財政改革大綱の背景

### (1) 人口減少時代の到来

今後、わが国は本格的な少子高齢化の進展に伴い人口減少時代を迎えることが予測されています。本市の人口についても、2010年に約15万人であったものが、今後30年間で、約2万人減少し、約13万人になることが推計されています。（「鳥取県将来推計人口試算」H27.2）

少子高齢化の進展と人口減少に伴い、本市の財政は、社会保障費の増大、生産年齢人口の減少による税収の減少等、今後、ますます厳しくなることが予想されます。また、人口の減少は、今後の本市の行政サービスの在り方にも多大な影響を与えるものと考えられます。

今後の本市の人口減少対策については、「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定等、地方創生の推進を図ることにより対応していくこととなっていますが、第3次行財政改革においては、人口減少時代の到来を念頭において、将来にわたり安定した行財政基盤の確立を図ることを目指してまいります。

### (2) 厳しい財政環境

本市の財政状況は、これまでの行財政改革により、基金残高が増加し、地方債残高も減少する等、一定の改善が図られています。

しかしながら、本市に限らず、地方財政につきましては、リーマンショックに端を発した経済不況等の社会経済情勢の変化や、三位一体の改革を代表とする国の政策動向により、大きく左右される状況にあります。

また、今後の財政環境に鑑みるに、人口減少と更なる少子高齢化の進展に伴い財政環境が厳しくなる中、特に平成27年度からは、合併以来有利な算定がなされていた地方交付税が5年間にわたって減少する等、本市の財政は、依然として厳しい状況が続くことが予測されます。

### 3 第3次行財政改革大綱の目的等

#### (1) 改革の目的

人口減少時代の到来を念頭に、今後の厳しい財政環境を踏まえ、将来にわたり安定した行財政基盤づくりを推進するため、「次世代につなぐ行財政基盤の確立」を第3次行財政改革の目的として定めます。

#### (2) 改革の柱

第3次行財政改革においては、「次世代につなぐ行財政基盤の確立」を推進するため、「効率的・効果的な行政運営の推進」、「持続可能な財政基盤の確立」及び「次代を担う人材の育成と職員の資質向上」を主要な改革の柱と位置付けます。

#### (3) 改革の目標

改革の目標については、計画最終年度となる平成31年度において、5億円の一般財源を確保することとし、年次的に取組を進めていきます。

なお、個別の取組の目標については、行財政改革大綱実施計画において、具体的な目標値を別に掲げることとします。

【計画期間における効果額目標】（平成26年度との対比）

単位・百万円

年度	H27	H28	H29	H30	H31	合計
効果額	100	200	300	400	500	1,500

#### 【参考】目標値の根拠

「平成26年度 中期財政見通し」によると、本市財政は、平成30年度以降において歳入不足が生じる見込みであることから、収支の均衡を図るためには、平成26年度と比較して、単年度当たり約5億円の財源の確保が必要です。

### Ⅲ 改革の柱と推進項目

#### 1 効率的・効果的な行政運営の推進

本市では、これまで市民に必要なサービスを的確に提供していくために、厳しい財政環境の下、既存の施策や制度を検証しながら、「最少の経費で最大の効果」を上げることが念頭に、様々な見直しを図ってまいりました。

今後も引き続き、時代に即した効率的・効果的な組織体制の確立を図るとともに、事務改善を推進します。

また、民間委託、民営化の推進等を今後も積極的に推進することにより、効率的・効果的な行政運営を推進します。

##### (1) 時代に即した効率的・効果的な組織体制の確立

###### ア 効率的かつ効果的な組織機構の確立

人口減少時代を見据え、多様な市民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応できるための効率的かつ効果的な組織機構を確立します。

###### 【主な取組】

取組項目	実施内容
組織機構改革の実施	多様な市民ニーズや時代の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織機構改革を実施します。

###### イ 時代に即した定員管理の推進

時代に即した効率的な職員体制の確立を図るために、平成27年度に第3期定員管理計画を策定し、将来を見据えたより適正な定員管理を行います。

###### 【主な取組】

取組項目	実施内容
第3期定員管理計画の策定	第3期定員管理計画を策定し、将来を見据えたより適正な定員管理を行います。

### ウ 多様な勤務形態の職員の活用

専門的知識・技術の継承及びこれらの業務への対応を図るため、再任用職員、任期付職員、派遣職員等の活用を検討します。

また、一部窓口業務等の定型的な業務について、効率的な職員体制の確立を図るため、短時間勤務職員等の活用を検討します。

#### 【主な取組】

取組項目	実施内容
再任用職員、任期付職員等の活用	専門的な業務等への対応を図るため、再任用職員、任期付職員、派遣職員等の活用を検討します。
定型的な業務に係る短時間勤務職員等の活用	一部窓口業務等の定型的な業務について、短時間職員等の活用を検討します。

## (2) 民間活力の活用

### ア 民間委託等の推進

「民間でできるものは、できる限り民間にゆだねること」、「最少の経費で最大の効果」を上げることを基本に、事務事業の民間委託等を推進します。

事務事業の民間委託等については、「第2次民間委託等推進計画（H24年度～H28年度）」に基づき、計画的に実施してきたところですが、平成27年度に、「第3次民間委託等推進計画」を策定し、定員管理計画との整合を図りながら民間委託等の推進を図ります。

なお、公立保育所については、平成25年度から年次的に3園の民営化を実施しているところですが、今後も人口減少に伴う保育所の再編及び民営化を推進します。

#### 【主な取組】

取組項目	実施内容
民間委託等の推進	第3次民間委託等推進計画を策定し、計画的に民営化又は民間委託を推進します。
保育所の民営化等の推進	人口減少に伴う保育所の再編及び民営化を推進します。



### イ 指定管理者制度<sup>①</sup>の検証等

指定管理者制度を適用している施設について、市民サービスの向上、運営コストの削減等の観点から、サービスを検証し、必要に応じて指定管理者の選定方法等を見直します。

#### 【主な取組】

取組項目	実施内容
指定管理者制度の検証等	市民サービスの向上、運営コストの削減等の観点から指定管理者によるサービスを検証し、必要に応じて、指定管理者の選定方法等を見直します。

### (3) 事務改善の推進

#### ア 事務事業のPDCAサイクル<sup>②</sup>の確立

PDCAサイクルの確立を図るため、事務事業評価を計画的に実施し、全ての事務事業について、スクラップアンドビルドの徹底と事務改善の推進を図ります。

#### 【主な取組】

取組項目	実施内容
事務事業におけるPDCAサイクルの確立	事務事業評価を計画的に実施し、スクラップアンドビルドの徹底と事務改善の推進を図ります。

#### イ 職員提案制度等の再構築

職員提案制度については、従来の身近な事務改善の提案制度のみならず、今後は、職員の企画力を高めるための政策提案研究会の設置、グループによる政策提案等、人材育成の観点を加えたものとなるよう制度の再構築を図ります。

また、現行の事務改善委員会についても、その在り方を検証し、全庁的な事務改善を推進する観点から、機能の見直しを図ります。

<sup>①</sup>地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理運営について、営利企業やNPO法人など法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。本市では平成18年度から導入している。

<sup>②</sup> PLAN（計画）—DO（実施）—CHECK（評価）—ACTION（改善）というマネジメントサイクル。

**【主な取組】**

取組項目	実施内容
職員提案制度等の再構築	職員の企画力、提案力の開発等、人材育成の観点から、職員提案制度の再構築を図るとともに、全庁的な事務改善を推進する観点から、事務改善委員会の機能の見直しを図ります。

**ウ 基幹業務システムの再構築に伴う事務の効率化**

社会保障・税番号制度<sup>①</sup>を契機とした基幹業務システムの再構築にともない、窓口業務、徴収業務等について、事務の効率化を推進します。

**【主な取組】**

取組項目	実施内容
基幹業務システムの再構築に伴う事務の効率化	基幹業務システムの再構築にともない、窓口業務、徴収業務等について、事務の効率化を推進します。

---

<sup>①</sup>社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、すべての国民に付番されるマイナンバー（個人番号）によって、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための社会基盤（インフラ）で、国民の利便性の向上や行政運営の効率化を目的としている。

## 2 持続可能な財政基盤の確立

本市では、限られた財源の中で、新たな市民ニーズに対応するために、施策の重要性、緊急性等を勘案し、事業の「選択と集中」を推進してきました。今後、厳しい財政環境の中で、新たな市民ニーズに対応するためには、人口減少時代を見据えた行政サービスの再構築を図る必要があります。

特に、日本全国において、高度経済成長期に建設した公共施設、社会インフラ等が一斉に老朽化するという公共施設等の老朽化問題については、本市においても、厳しい財政環境の中で、長寿命化、統廃合等の対策を講じる必要があります。

人口減少時代を迎え、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立するために、中期的な視点に立った財政運営等の取組を推進します。

### (1) 中期的な視点に立った財政運営

#### ア 財政健全化判断比率<sup>①</sup>の健全性の維持

持続可能な財政運営を図る観点から、財政健全化法に基づく財政健全化判断比率について、数値目標を設定し、引き続き、財政の健全性の維持を図ります。

---

①財政状況が悪化している自治体が、早い段階で健全化に向けた取り組みを行うために、自治体全体の財政健全度を示す指標として国が法律で定めたもの。健全化判断比率には「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標があり、「将来負担比率」を除き、早期健全化基準と財政再生基準の2つの基準が設けられている。

[実質赤字比率]

一般会計等の形式収支（歳入－歳出）から、繰越明許費などの翌年度に繰り越すべき財源を控除した額（実質赤字）の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの）に対する割合。

早期健全化判断基準 11.75%に対し、平成 25 年度の本市の実質赤字比率は 0%。

[連結実質赤字比率]

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合。

早期健全化判断基準 16.75%に対し、平成 25 年度の本市の連結実質赤字比率は 0%。

[実質公債費比率]

地方債の元利償還金のうち、一般会計等が負担した額の標準財政規模に対する割合。この比率が 18%を超えた自治体は、地方債の許可が必要で、今後の財務の見通しを示した適正化計画を提出しなければならない。25%を超えると単独事業の起債が制限される。

早期健全化判断基準 25%に対し、平成 25 年度の本市の実質公債費比率は 18.6%。

[将来負担比率]

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する割合。負債額が標準財政規模の何年分かを示す。

早期健全化判断基準 350%に対し、平成 25 年度の本市の将来負担比率は 162.2%。

【主な取組】

取組項目	実施内容
財政健全化判断比率の健全性の維持	財政健全化判断比率について、数値目標を設定し、引き続き、財政の健全性の維持を図ります。

イ 基金の積立と市債未償還残高<sup>①</sup>の低減

長期的な視点に立った計画的な財政運営を図るため、財政調整基金等、基金の積立を推進するとともに、プライマリーバランス<sup>②</sup>の均衡を図る観点から、新たな市債発行の抑制等を通じて、公債費<sup>③</sup>及び市債未償還残高の低減を図ります。

【主な取組】

取組項目	実施内容
基金の積立	長期的視野に立った計画的な財政運営を図るため、財政調整基金、減債基金等の積立を推進します。
市債未償還残高の低減	普通会計における市債未償還残高（臨時財政対策債等特別債を除く。）の低減を図ります。

ウ 特別会計<sup>④</sup>の経営健全化

本市の特別会計は、これまでの取組により、経営健全化が進んでいるものの、未だに一部の特別会計では、一般会計からの赤字補填的な繰入や次年度からの繰上充用<sup>⑤</sup>を行う運営が継続しています。

このような状況を改善するため、それぞれの特別会計について、人口減少時代を見据えた在り方の検証、受益と負担の適正化、公営企業化の推進等、特別会計の経営改善を推進します。

①本市では第1次行財政改革大綱以降、新たな市債の発行を元金償還額以下に抑制するように努めており、平成25年度末における未償還残高（臨時財政対策債等特別債を除く普通会計）は443億円。

②市債などの借金を除いた歳入と、過去の借金の元利払いを除いた歳出の差のことで、財政の健全性を表す指標。歳出の方が多ければ赤字となり、将来の借金負担が財政規模に比べて増大することになる。黒字になれば、新たな借金は過去の借金返済に充てられるため、財政が健全であることを示す。

③市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費。

④国民健康保険事業や下水道事業のように、保険料や使用料などの収入で運営していく事業については、その事業にかかるお金の流れをわかりやすくするため一般会計とは別の会計を設けることになっており、これを「特別会計」という。米子市では9の特別会計を設けている。

⑤会計年度の経過後、その会計年度の歳入が歳出に対して不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げてその年度に充てること。

**【主な取組】**

取組項目	実施内容
特別会計の経営健全化	特別会計の経営改善を図るために、受益と負担の適正化、公営企業化の推進を図ります。

**(2) 次世代を見据えた行政サービスの再構築**

**ア 公共施設、社会インフラ施設等の老朽化対策の推進**

公共施設、道路・橋りょう等の社会インフラ施設については、施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。

本市においては、公共施設、道路・橋りょう等の老朽化の状況、将来的な利用見込、本市の財政状況等を踏まえた上で、今後の公共施設等の維持、更新、統廃合、長寿命化等、総合的かつ計画的な管理に関する「米子市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の老朽化対策を推進します。

**【主な取組】**

取組項目	実施内容
公共施設等総合管理計画の策定	公共施設等の維持、更新、統廃合、長寿命化等、総合的かつ計画的な管理に関する「米子市公共施設等総合管理計画」を策定します。
公共施設等の老朽化対策の推進	公共施設、社会インフラ施設等の老朽化対策を推進します。

**イ 外郭団体<sup>①</sup>の行財政改革の促進**

本市の外郭団体については、引き続き、各外郭団体の行財政改革の取組を促進するとともに、外郭団体に係る行政関与の必要性や事業内容等について検証します。

**【主な取組】**

取組項目	実施内容
外郭団体の行財政改革の促進	各外郭団体の行財政改革に係る取組を促進します。

<sup>①</sup>本市の外郭団体は、市が25%以上出資している団体として一般財団法人米子市開発公社、米子駅前開発株式会社などがある。また、本市の活動を補完する目的で設置され、本市と連携しながら公共性のあるサービスを提供する団体として米子市社会福祉協議会、米子市広域シルバー人材センターなどがある。

### ウ 借地料見直しの推進

本市の借地料については、これまで減額交渉により、一定の減額を図ってきたところですが、今後は、借地の買上交渉等、中長期的な視野に立った借地料の見直しを推進します。

#### 【主な取組】

取組項目	実施内容
借地料見直しの推進	借地の買上交渉等、中長期的な借地料の見直しを推進します。

### (3) 歳入確保対策の推進

#### ア 滞納対策の推進

税料の滞納対策については、財源確保を図る観点から、徴収率の目標値を設定し、その向上を図ります。

また、初期滞納の防止、期限内納付率の向上及び徴収コストの削減等の観点から、市税等の口座振替の利用促進及びコンビニ収納等の新たな収納方法の導入を図ります。

#### 【主な取組】

取組項目	実施内容
市税徴収率の目標設定	税料の徴収率の目標設定を行い、徴収率の向上を図ります。
口座振替利用率の向上	口座振替キャンペーンの実施等の取組を通じて、口座振替利用率の向上を図ります。
新たな収納方法の導入	税料に係るコンビニ収納、クレジット決済等、新たな収納方法の導入を図ります。

#### イ 受益者負担の検証等

使用料・手数料等の受益者負担の定期的な検証を行うとともに、必要に応じて見直しを図ります。

#### 【主な取組】

取組項目	実施内容
受益者負担の検証等	使用料・手数料に係る定期的な検証を行うとともに、必要に応じて、見直しを図ります。

**ウ 遊休地等の売却推進**

売却可能な遊休地等については、売却を推進します。なお、当面、売却が困難な遊休地等については、その有効活用を図ります。

**【主な取組】**

取組項目	実施内容
遊休地等の売却の推進	売却可能な遊休地等について、売却を推進します。

**エ 多様な歳入対策の推進**

多様な歳入対策を推進するため、引き続き、有料広告の導入、ふるさと納税等の取組を推進します。

**【主な取組】**

取組項目	実施内容
多様な歳入対策の推進	多様な歳入対策を推進するため、有料広告、ふるさと納税等の取組の推進を図ります。

### 3 次代を担う人材の育成と職員の資質向上

自主的・自立的な行政運営を推進するためには、時代の変化に対応できる人材の育成が喫緊の課題となっています。

限られた人的資源の中で最大の行政サービスの提供を目指すためには、職員一人ひとりが目的意識を明確にしてその任務を遂行するとともに、組織として職員の能力を最大限に発揮させることが不可欠です。

この度の行財政改革においては、「職員研修」、「人事管理」及び「職場の環境づくり」を人材育成と職員の資質向上の3本の柱として、相互に連携した総合的、計画的な取組を進めます。

#### (1) 職員の資質向上のための研修の充実

多様化する市民ニーズや社会情勢の変化に応じた新たな行政課題に迅速に対応していくためには、職員の資質をより一層向上させ、その能力を最大限引き出していく必要があります。

人材育成のポイントは、「自学（自己啓発）」をいかに促すかという点であり、米子市に求められる人材を育成するためには、自らが能力を高めようとするモチベーションを引き出す仕組みが重要です。

行政のプロフェッショナルとして、市民本位の視点に立って広い視野から政策に取り組む職員、改善意識を持って何事にも積極的に取り組む職員を育成するため、研修の機会を増やすとともに、内容の充実を図ります。

#### 【主な取組】

取組項目	実施内容
階層別研修の充実	階層別に求められる役割と能力を明確に示し、職責に応じた知識・技能を身につけることができるよう、管理職をはじめとした各階層別研修の充実を図ります。
職場研修の推進	日常の業務の実践を通して、必要となる実務知識・技術、対人能力を身につけるため、職員や職場の状況に応じたきめこまかな指導を継続して実施します。
能力開発研修の充実	意欲ある職員に研修機会を提供し、業務に関係のある知識や法務能力等、業務遂行に必要な能力の向上を図るための積極的な学習を促します。
政策形成に関する研修の充実	市民ニーズに的確に対応するため、政策づくりの基盤と課題発見、調査分析及び立案実行する能力の向上を図ります。



接遇意識・能力の向上	市民の視点に立った行政サービスを実施することを常に自覚し、行政に対する満足度の向上につながるよう、接遇研修を実施します。
派遣研修の充実	職務に必要な最新情報、高度な専門知識・技能習得のため、職員を外部研修機関等へ積極的に派遣します。
自己啓発に対する支援の強化	通信教育、資格取得等、職員の自己啓発に対する支援を強化します。また、職員の自主研究グループ活動の推進や地域団体等への参加を推進します。

## (2) やる気を高め、能力を最大限に引き出す人事管理

採用、異動、昇任等を通じて職員個々の意欲と能力を最大限に引き出し、それを組織として効果的にいかす工夫をします。

また、職員の能力や実績を公正かつ適正に評価することにより、更なる能力開発や意欲向上につなげていけるよう、人材育成の観点に配慮した総合的な人事管理を行います。

### 【主な取組】

取組項目	実施内容
人材の確保	公平性・公正性を保ちながら、より高い資質と意欲を有する人材の採用に努めます。 様々な行政課題の解決を図るため、必要な能力等に応じ、多様な任用形態の職員を活用します。
新たな人事評価制度の導入	職員の能力・実績を正確に把握し、人材育成、任用及び給与に反映させることのできる客観的で公平性、透明性の高い新たな人事評価制度を導入します。
専門分野に精通した職員の育成	市民ニーズの多様化・高度化に対応できる専門的知識や技術を持った職員の育成に努めます。
他の組織との人的交流	幅広い視野や先見性、効率的な業務遂行方法等を身につけるため、市以外の組織への派遣や他自治体との人事交流を行います。

## (3) 人を育て、活力を生み出す職場づくり

職場の雰囲気は、職員の意欲に大きな影響を及ぼすことから、職場におけるコミュニケーションの醸成を通じた、風通しのよい職場の雰囲気づくりが必要です。

そのため、組織の目標を明確にし、職員一人ひとりが共有することで、

目標達成に向け、各自の能力が発揮される職場風土を醸成し、明るく活気に満ち、やりがいを実感できる職場づくりを促進します。

**【主な取組】**

取組項目	実施内容
組織目標の明確化・共有化	各所属において組織目標を明確にし、共有化を図ります。
管理監督者の意識改革等	管理監督者の意識改革とマネジメント能力を強化します。
健康管理対策の推進	過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策等、健康管理対策を推進します。
ハラスメント対策	職場におけるハラスメントについて、相談体制の周知や防止意識の啓発を進めます。

## IV 実施期間等

### 1 実施期間

第3次行財政改革大綱の実施期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

### 2 実施計画の策定

第3次行財政改革大綱を計画的に実施するため、別に実施計画を策定します。なお、実施計画には、具体的な目標を掲げるとともに、毎年度見直しを行います。

### 3 推進方法と進行管理

第3次行財政改革大綱は、市長を本部長とする「米子市行政改革推進本部」による総合調整と進行管理の下に、全庁的な取組として推進します。

また、推進状況については、随時公表するとともに、市議会との連携を密にし、理解と協力を得られるよう努めます。

米子市総務部行政経営課

TEL 0859-23-5306

FAX 0859-23-5390

E-mail [gyouseikeiei@city.yonago.lg.jp](mailto:gyouseikeiei@city.yonago.lg.jp)